

令和7年度 事業計画書

<基本方針>

当協会は隣接法律専門職である資格者集団としての自覚を持ち、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家集団として、官公署から「選択される公嘱協会」を目指します。

当協会は、これまでに、法務局地図作成事業、地籍調査事業等において、数々の地図づくり業務に携わり、実績を積み重ね、社会へ貢献をしてまいりました。今後、大規模災害の発生が予想されるなか、防災の観点からもこれらの実績を活かし、地図づくり等の業務を通じて、公益法人としてさらに社会へ貢献できるよう、またその便益を地域社会へ還元できるよう常に研鑽を重ね、歩んでまいります。

また他県協会と今まで以上に情報交換を行い、新規業務に関しても積極的に研究し、当協会に必要なことは前向きに取り入れ、官公署へ新規業務の提案等をできるよう努めます。それによって、永続的に官公署の「よき相談相手」であり続ける組織を志し、次の事業に取り組みます。

- (1) 公共嘱託登記に係る受託事業
- (2) 登記事務等に関する相談事業
- (3) 地図整備の促進等に係る受託事業
- (4) 官公署等の行う防災対策を支援する事業
- (5) 土地の境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業

1. 総務関係

- (1) 社員総会、理事会等各種会議の準備、設営
- (2) 三重県への事業報告、事業計画提出に伴う事務手続
- (3) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会等の各種会議への出席と
他協会との情報交換
- (4) 関係官公署との連絡・調整・協議
- (5) 各部・委員会活動への支援

(6) 官公署等の行う防災対策への支援

- ア) 街区基準点の管理支援
- イ) 復興支援協定に基づく協力
- ウ) 復興支援についての啓発活動

(7) 知識の普及啓発活動

- ア) 官公署等を対象とした研修会等への講師派遣
- イ) 社員、官公署、一般等を対象とした講演会の開催

2. 経理関係

- (1) 事務合理化の推進と経費の削減
- (2) 予算管理の徹底
- (3) 公益法人会計基準に則した会計処理

3. 業務関係

- (1) 受託業務の拡大
- (2) 官公署への公共嘱託登記手続き等の啓発活動の推進
- (3) 地籍調査事業の推進
- (4) 法務局地図作成事業の支援
- (5) 研修会の開催